

【関連する職種(一般の呼称)】	
照明機器管理、音響機器管理、映写機器管理、舞台装置管理、放送設備管理 音楽家、俳優、ダンサー	
【石綿製品(代表的な2,3)】	
講堂舞台の緞帳(どんちょう、幕のこと)	緞帳素材(混入の疑いあり)
石綿含有吹きつけ材、石綿含有吸音材	
【労災認定事例】	【文献(p122)】108,111



A 映画館・ホール・公会堂・劇場など音響効果(特に吸音)が求められる場所には、吹きつけ石綿は多用されてきました。客席側の壁には石綿穴あき板などもあります。こうした建物の建築時の作業員のばく露や、補修時のばく露の可能性があります。



B 舞台の袖から天井を見上げた写真。照明ライトやスクリーンを吊っている上はブドウ棚があり、殆どのホールで吹きつけ施工されています。奥、両袖の壁および奈落部も同様です。吹きつけの劣化や損傷により、舞台関係者がばく露する可能性があります。



C 放送局の通信機械室の天井。殆どのTV・ラジオ局の収録スタジオ・調音室・ミキサー室・編集室の壁、天井には石綿穴あき板が吸音のために使用されています。劣化や破損により、放送関係者のばく露の可能性があります。



D 劇場の客席の天井裏およびキャットウォーク、シーリングスポット、ピンスポット室などに吹きつけ石綿があります。写真は劇場の天井裏に石綿が脱落しているところ。



E 学校などの講堂・体育館にはかつて相当数の吹きつけ石綿がありました。ボールをぶつけるなどで石綿が飛散する可能性があり、施設管理者等が長期にわたりばく露した可能性があります。



F 劇場などの緞帳。舞台での花火手品から着火したことがあり繊維の一部に石綿を混入して防火性能をもたせたものがありました。また、天井に石綿吹きつけがあり、粉じんが付着している可能性があります。

掲載した写真はイメージ写真です

【関連する職種(一般の呼称)】	
農家、土木工事業、造園業、病害虫防除業	
【石綿製品(代表的な2,3)】	
農薬(粉剤、粒剤)の増量剤 肥料の固結防止剤	土壤改良資材(パーミキュライト)
【労災認定事例】	【文献(p114,122)】1,2,111

農薬の増量剤として一部の粉剤や粒剤にタルクが使用されていますが、昭和63年以降に製造された農薬については増量剤として使用したタルクに不純物として石綿が混入していないことが確認されています。ただし、それ以前製造された農薬(粉剤、粒剤)については石綿が混入している可能性があります。

土壤改良資材として投入されるパーミキュライトにも不純物として石綿が混入している可能性があり、取り扱う際に発生する粉じんにはばく露する可能性があります。

肥料の固結防止剤等として一部の粒状の化学肥料にタルクなどが使用されていますが、原料を石綿が混入しているおそれのないものに代替化しました。ただし、以前に製造された粒状の化学肥料の一部には石綿が含まれている可能性があります。